

平成27年12月2日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者
さいたま地方裁判所長 河合健司

さいたま地方・家庭・簡易裁判所庁舎等の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

さいたま地方・家庭・簡易裁判所庁舎等における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

さいたま地方・家庭・簡易裁判所庁舎等の一部において自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

- (1) さいたま市浦和区高砂3-16-45 さいたま地方・家庭・簡易裁判所 A棟1階、B棟1階、C棟2階、C棟1階、C棟3階、C棟4階、C棟5階 10.54m²
- (2) 埼玉県越谷市東越谷9-34-2 さいたま地方・家庭裁判所越谷支部、越谷簡易裁判所 本館1階、新館1階 4.65m²
- (3) 埼玉県川越市宮下町2-1-3 さいたま地方・家庭裁判所川越支部、川越簡易裁判所 本館1階、別館1階 3.60m²
- (4) 埼玉県熊谷市宮町1-68 さいたま地方・家庭裁判所熊谷支部、熊谷簡易裁判所 本館1階 1.49m²
- (5) さいたま市大宮区高鼻町3-140 大宮簡易裁判所 1階 1.44m²
- (6) 埼玉県所沢市並木6-1-4 所沢簡易裁判所 1階 1.35m²

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

また、自動販売機横にはビン、缶、ペットボトルの分別ゴミ箱を設置しなければならない。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成27年12月2日（水）から同年12月15日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

さいたま地方裁判所事務局経理課
管理係 担当 渕谷・大和田（内線2061）
さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号
電話 048-863-8537（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成27年12月17日（木）午後4時30分まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する（郵送又は電送による回答は行わない。）。

ア 交付日時 平成27年12月24日（木）午後3時

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取り消しをされても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書を提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、さいたま地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するが、使用料は、提案書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の108分の100に相当する金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の入札を行った者が複数存在する場合には、最高価格の入札を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額もさいたま地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は、使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、さいたま地方裁判所から別途連絡する。

(5) 再提案によってもさいたま地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順にさいたま地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

(6) (5)の手続によってもさいたま地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書及び入札書は返却しない。
- (3) 企画提案書及び入札書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

誓 約 書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指

定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国有財産事務分掌者

さいたま地方裁判所長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名